

神戸女子大学・神戸女子短期大学動物実験規程

前文

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人類の福祉・環境の保全と再生などの多くの問題の解決にとって極めて重要であり、また、生命科学の教育研究においても大きな役割を果たしている。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」を踏まえ、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員、学生等の安全確保の観点から動物実験等の実施方法を定めるものである。

第1章 総則

（趣旨及び基本原則）

第1条 この規程は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- （1）実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類および爬虫類に属する動物をいう。
- （2）動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- （3）施設 本学で定めた実験動物の飼養保管施設及び実験室をいう。
- （4）実験動物管理者 実験動物を管理する者をいう。
- （5）施設管理者 施設を管理する者をいう。
- （6）動物実験実施者 動物実験を実施する者をいう。
- （7）動物実験責任者 動物実験実施者のうち動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- （8）飼養担当者 管理者または実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- （9）動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。

第2章 適用範囲

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類等の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

第4条 動物実験等を別の機関に委託する場合は、委託先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認するものとする。

第3章 学長の責務

（責務）

第5条 学長は、本学における動物実験等に関する最終的な責任を負うものとする。

2 学長は、動物実験等に関する動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設の承認、実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価・検証、情報公開を行うとともにその他動物実験等の適正な実施に努めるものとする。

3 学長は、前項の事項に関して報告又は助言を行う組織として、次章に定める神戸女子大学動物実験委員会を置く。

第4章 動物実験委員会

（動物実験委員会）

第6条 学長は、この規程の適正な運用を図り、動物実験等の立案、実施等に関して指導、助言等を行うため、本学に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 この規程を適正に運用するため、本学の次に掲げるキャンパスごとに動物実験キャンパス運営委員会を設置する。

（1）須磨キャンパス 須磨キャンパス動物実験運営委員会

（2）ポートアイランドキャンパス ポートアイランドキャンパス動物実験運営委員会

（任務）

第7条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

（1）動物実験計画の法令等及び本学が定める規則等への適合性に関すること。

（2）動物実験計画の実施状況及び実施結果に関すること。

（3）施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。

（4）動物実験及び実験動物の適正な取り扱い並びに関係法令等についての教育訓練に関すること。

（5）動物実験等の法令等及び本学が定める規則等への適合性に関する自己点検・評価及びその結果についての検証に関すること。

（6）動物実験等に関する情報の公開に関すること。

（7）その他動物実験等の適正な実施に係る重要事項に関すること。

（委員会の構成）

第8条 委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員により構成することとする。

- （1）動物実験等に関し優れた識見を有する者
- （2）実験動物に関して優れた識見を有する者
- （3）その他学長が必要と認めた者

（委員の任期）

第9条 委員会委員の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第10条 委員長及び副委員長を置き、委員長は学長が任命する。副委員長は委員の互選により定める。

2 委員長の任期は2年とする。重任は妨げないが、継続する場合は2期までとする。

3 委員長は、各委員会を代表し、会務を掌握する。

4 委員長が申請者となった場合、または委員長が職務を遂行できないときは、副委員長が職務を代行する。

5 委員長、副委員長が職務を遂行できないときは、学長が委員の中から新たに委員長を選ぶ。

（委員会の運営）

第11条 委員長は、必要に応じて委員会を招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

5 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。

6 委員は、動物実験計画に関して委員会において知り得た情報を第三者に漏洩してはいけない。

7 議事の顛末は、これを記録する。

（適用範囲）

第12条 この規程は、本学において実施するすべての動物実験に適用する。

第5章 動物実験等の実施

（動物実験の計画立案、審査及び手続き）

第13条 動物実験責任者は、動物実験等を適正に実施する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の様式により、動物実験計画の実施を学長に申請しなければならない。

- （1）研究の目的、意義及び必要性
- （2）動物実験以外の代替法では研究が遂行できない理由と実験動物の適切な利用方法

- (3) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する最小限の実験動物数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮することなど実験動物の使用数削減方策
 - (4) 苦痛の軽減を図るなど動物実験等の適切な実施
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための、実験を打ち切る適期をいう)の設定の検討
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。
 - 3 学長は、前項の通知について当該動物実験責任者から異議の申立てがあった場合は、必要に応じて委員を半数以上交代して再構成した臨時委員会に再度付議することができる。ただし、その付議は、1回限りとする。
 - 4 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
 - 5 動物実験責任者は、動物実験計画書を提出し承認を得た後に動物実験を実施するに際し、以下の(1)～(4)の場合には、動物実験計画書(変更)を再提出し、学長の承認を得なければならない。
 - (1) 動物実験実施者の変更・追加
 - (2) 実験動物種及び使用数等の変更・追加
 - (3) 実験実施期間の変更・追加
 - (4) その他、実験計画に重要な変更を行う場合但し、既に当該年度内に学長の承認を得た動物実験計画と同じ実験の追試・確認を行う場合には、動物実験計画書(新規)を再提出し、承認を得なければならない。

(動物実験の実施)

第14条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、法令に即するとともに、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置の承認を得た施設等において動物実験等を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項に従うこと。
 - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ②実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
 - ③適切な術後管理
 - ④適切な安楽死の選択
 - (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、遺伝子組み換え動物等を用いる実験をいう。)については関係法令等の規則に従うとともに、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。
 - (4) 実験の実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (5) 侵襲性の高い手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画の変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

第6章 施設等

（飼養保管施設の要件）

第15条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

- （1）適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- （2）動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- （3）床、内壁等が清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- （4）実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- （5）臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- （6）実験動物管理者が置かれていること。

（実験室の設置及び要件）

第16条 施設の動物実験室以外において動物実験を実施するときは、動物実験責任者（責任者がいない場合は管理者）は事前に所定の実験室設置承認申請書を委員会に提出し、委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認の可否を決定するものとする。
- 3 管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等を行わせることができない。
- 4 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

- （1）実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- （2）排泄物、血液等による汚染に対しての清掃、消毒等が容易な構造であること。
- （3）常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（施設等の維持管理及び改善）

第17条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

（実験室等の廃止）

第18条 実験室等を廃止する場合は、動物実験責任者（責任者がいない場合は管理者）は所定の実験室等廃止届を学長に届け出るものとする。

- 2 前項の場合において、管理者は、必要に応じて動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

第7章 実験動物の飼育・保管等

（実験動物の導入）

第19条 実験動物は、法令等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとし、当該機関から、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報の提供を受けなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

（給餌・給水）

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は実験動物の生理、生態、習性に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

（実験動物の健康管理）

第21条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害又は疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の健康管理を行うため、委員会が実施する実験動物の病原微生物検査に必要な検体を委員会の指示に従って提出するものとする。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合、適切な治療等を行うものとする。

（安全管理に注意を払う必要がある動物実験等）

第22条 学長は、安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する際には、次に掲げる事項に配慮すること。

（1）飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう施設及び設備を保持するとともに、実験動物の健康保持に配慮すること。

（2）遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、大学における施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。

（実験動物の検収と検疫）

第23条 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養担当者は、実験動物の飼養・実験環境への導入に際して、実験動物の発注条件との適合、異常、死亡の有無等を確認しなければならない。また、実験等に先立ち、実験動物の健康状態を確認するものとする。

2 必要に応じて、管理者は購入動物の選定、検収、検疫について、動物実験責任者及び動物実験実施者に助言を与える。また、管理者は場合によってはこれらの業務を行うものとする。

（実験終了後の処置）

第24条 動物実験実施者は、動物実験等が終了した動物に対して、適切な安楽死の処置を行うものとする。

2 管理者及び動物実験実施者は、実験動物の死体及び廃棄物を、焼却等の最終処理に至るまでの間、環境汚染の原因とならないよう隔離し保管しなければならない。

3 実験動物の死体及び廃棄物等の焼却等の最終処理は専門の業者に委託するものとする。

第8章 安全管理

（安全管理）

第25条 管理者は、動物実験管理者、動物実験実施者及び飼養担当者について、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等の予防及び発生時に必要な措置を講じるものとする。

- 2 管理者は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないように、必要な措置を講じるものとする。

（緊急時の対応）

第26条 管理者は地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

- 2 管理者は緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

第9章 教育訓練

（教育訓練の実施）

第27条 学長は、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養担当者及び責任者が必要と認めた者に対し、以下の事項に関する教育訓練を実施するものとする。

- (1) 関係法令、飼養保管基準等、本学が定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

- 2 動物実験等に従事しようとする者は、動物実験委員会が実施する教育訓練を受講しなければならない。

- 3 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録については、動物実験委員会において保存するものとする。

- 4 学生実験については、動物実験を行う前に必要な教育を行う。

第10章 自己点検・評価・検証

第28条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、大学における指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、学外者による検証を実施することに努める。

第11章 情報公開

第29条 学長は、大学における動物実験等に関する情報を、毎年1回程度公表するものとする。

第12章 事務

第30条 委員会に関わる事務は庶務課が行う。

第13章 補則

第31条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、神戸女子大学動物実験規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。